

令和6年度整備管理者（選任後）研修の実施についての注意事項

【本研修について】

- ・本研修の詳細については、「令和6年度整備管理者（選任後）研修の実施について（案内）」をご確認ください。
また、本研修は、整備管理者の資格を定めた道路運送車両法施行規則第31条の4第1号にある「整備管理者選任 **前** 研修」ではありませんのでご注意ください。

【お申し込みについて】

- ・研修のお申し込みは、**電子メール本文に必要事項を記入の上、令和7年1月8日までに四国運輸局ホームページ内の申し込み欄にある電子メールアドレスまでお申し込みください。**
なお、一般社団法人香川県バス協会、香川県タクシー協同組合及び一般社団法人香川県トラック協会に所属の運送事業者様については、各協会・組合へ取りまとめを依頼しておりますので、所属する各協会・組合からの連絡等をご確認の上、各協会・組合へお申し込みください。

【受講対象者について】

- ・令和5年度に「整備管理者（選任後）研修」を受講している整備管理者、既に解任されている整備管理者（研修当日までに解任することが確定している整備管理者を含む。）及び整備管理者補助者は研修を受講する必要はありません。
- ・令和6年4月1日以降に新たに選任された整備管理者については令和8年3月31日までに1回目の「整備管理者（選任後）研修」を受講していただければ差し支えありません。

運送事業者 各位

令和6年度整備管理者（選任後）研修の実施について（案内）

標記研修については、旅客自動車運送事業運輸規則第46条又は貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5の規定に基づき実施しています。

今般、当該研修を下記のとおり実施しますので、貴社営業所で選任している整備管理者であって研修対象者に該当する場合は必ず出席させてください。

記

1. 研修日時及び場所

別紙のとおり（研修日時等厳守願います。）

2. 研修内容

- (1) 整備管理者の役割について
- (2) 自動車の点検整備（日常点検・定期点検）の内容について
- (3) 路上車両故障等の発生状況とその防止対策について
- (4) 車両管理上必要な関係法令について
- (5) 車両管理の内容について
- (6) 運転者等に関する指導教育（方法と実務）について
- (7) 整備や事故防止対策に関する行政情報、整備に関連する業界情報、車両技術に関するメーカー情報の提供について

3. 研修時間

3. 0時間

4. 研修対象者

自動車運送事業者において、以下のいずれかに該当する整備管理者

- (1) 整備管理者として新たに選任した者
- (2) 最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者

5. その他

資料として「整備管理者【選任後】研修資料 令和6年度版」を使用します。
四国運輸局 HP へ掲載する当該資料を印刷等ご準備いただきお持ちください。